

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市議会会議規則（昭和40年留萌市議会規則第1号）第8章に規定する請願及び陳情の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 請願の取扱い

(請願書の形式等)

第2条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨（請願理由及び請願事項）、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人又は団体の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。

2 請願書の書式は、A4用紙に横書きで記載することを原則とする。

3 請願者が2人以上の場合は、請願代表者を定めることとする。この場合において、定めのないときは、筆頭の請願者を請願代表者とみなす。

4 複数の請願事項がある場合は、なるべく分離して別個の請願として提出する。この場合において、当該請願が分離し難いときは、請願事項を明確に区分して記載することとする。

5 請願書は、議長に提出する。

(紹介議員)

第3条 請願書を提出するには、議員の紹介を必要とする。

2 請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は、その請願の趣旨に賛意を表す者でなければならない。

3 紹介議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 請願書を受理した後も紹介議員になることができる。ただし、当該請願書の取扱いを協議する議会運営委員会終了後は、紹介議員の追加は認めない。

5 議長、副議長及び当該事項を所管する委員会に所属する議員は、原則として紹介議員にならない。

6 紹介議員は、その請願が委員会で審査されるときは、委員会の要求に応じて説明をしなければならない。

7 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、文書で議長に申し出る。

(1) 議会に付議されていないものについては、議長の許可を得て取り消すことができる。

(2) 議会に付議されたものについては、議会の承認を得て取り消すことができる。

8 請願を受理した後に紹介議員の死亡、辞職、退職若しくは失職又は紹介の取り消しにより、紹介議員が1人もいなくなった場合においても、当該請願は、引き続き請願として取り扱う。

(請願の受理)

第4条 請願書は、議長において受理する。

2 請願書は、会期中、閉会中を問わず受理する。

3 請願書は、提出された順に、暦年を単位として通し番号を付ける。

4 一般選挙前に受理し、議会に付議される前の請願は、一般選挙後の新議会に継続し審議する。

5 多人数にわたる署名簿の提出があったときは、概算確認のみにとどめ、逐一署名の確認は行わない。

(請願の訂正及び取り下げ)

第5条 請願者（請願者が2人以上の場合は請願代表者）が請願を訂正し、又は取り下げようとするときは、紹介議員を通じ、文書により議長に届け出なければならない。ただし、願意が変更されるような訂正については認めない。

(1) 議会に付議されていないものについては、議長の許可を得て訂正し、又は取り下げることができる。

(2) 議会に付議されたものについては、議会の承認を得て、訂正し、又は取り下げることができる。

(請願を審議する時期)

第6条 定例会における請願の取扱いは、当該請願を提出しようとする定例会の招集のために開催される議会運営委員会の前日までに受理したものを審議する。ただし、緊急に処理すべき事項を内容とする請願については、その都度議会運営委員会で協議し決定する。

2 臨時会においては、請願の審査は行わない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(請願の委員会付託)

第7条 議長は、請願書の写しを作成し、議員に配布する。

2 議長は、請願を議会に付議し、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

4 議会での請願議員の説明は、省略する。

5 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。この場合において、当該請願が分離し難いときは、その内容により主として関係のある委員会に付託する。

6 議長は、必要と認めたとき又は所管委員会から申出のあったときは、付託替えをすることができる。ただし、特別委員会に係る付託替えについては議会の議決を必要とする。

(請願の委員会審査)

第8条 委員会は、付託された請願を速やかに審査するものとする。

2 委員会は、請願の審査に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 請願者及び紹介議員の説明を求めること。
- (2) 執行機関の説明及び意見を聴取すること。
- (3) 実地調査（現地視察）を実施すること。
- (4) 公聴会を開催すること。
- (5) 参考人の出席を求め、意見を聴取すること。
- (6) 他の委員会と連合して審査すること。

3 委員会は、請願の審査が終了したときは、次の区分により議長にその結果を報告しなければならない。

- (1) 採択
- (2) 一部採択
- (3) 趣旨採択
- (4) 不採択

4 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(趣旨説明の申出)

第9条 委員会における審査において、請願者（請願者が2人以上の場合は請願代表者）から趣旨説明（口頭陳述）の申出があるときは、委員長はこれを認める。

2 前項の申出は、請願の提出時に請願者が直接議長に申し出るものとする。

(結果報告等)

第10条 議長は、委員会から請願の審査結果の報告を受けたときは、これを議会に付さなければならない。

2 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては、これを請求しなければならない。

3 議長は、議会で議決を得た請願については、その結果を文書で請願者（請願者が2人以上の場合は請願代表者）に通知する。

第3章 陳情の取扱い

(陳情書の形式)

第11条 陳情書の形式は、第2条に規定する請願書の形式に準じる。

(陳情書の受理)

第12条 陳情書の受理は、第4条に規定する請願の受理に準ずる。

2 陳情書は、直接議長に提出されたもののほか郵送その他の方法で提出されたものも受理する。

3 嘆願書、要望書、声明書及び決議の類で、議長が必要と認めたものは、陳情として処理する。

4 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認め議会運営委員会においてその内容が請願に適合すると判断されたときは、請願書の例により処理する。

(陳情の訂正及び取り下げ)

第13条 陳情者（陳情者が2人以上の場合は陳情代表者）が陳情を訂正し、又は取り下げようとするときは、文書により議長に届けなければならない。

(1) 委員会に送付されていないものについては、議長の許可を得て訂正し、又は取り下げることができる。

(2) 委員会に送付されたものについては、委員会の承認を得て訂正し、又は取り下げることができる。

(陳情の委員会送付)

第14条 議長は、受理した陳情書を所管の常任委員会又は議会運営委員会に送付する。ただし、議長において、陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長の供覧にとどめる。

(1) 特定の個人及び団体等を誹謗し、又は中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの

(2) 個人の秘密の暴露その他の他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの

(4) 裁判等で係争中の事件に係わるもの

(5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの

(6) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの

(7) 明らかに市の事務に属さないもの

(8) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの

(9) 実現性のないもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、陳情書の内容が常任委員会又は議会運営委員会において審査することが適当でないと考えられるもの

2 議長が必要と認めたときは、前項ただし書きの適用を議会運営委員会に諮問する。

3 前2項の規定にかかわらず、議長は陳情書が次の各号のいずれかに該当するときは、全議員に配布するにとどめることができる。

(1) 市民以外の者から提出されたもの

(2) 議会に持参されなかったもの

- 4 議長において、議長供覧にとどめた陳情書のうち単なる行政への要望に関するものについては、議長から直接、市長等に回答を求め、その結果を陳情者に通知することができる。
- 5 議長において、議長供覧にとどめた陳情書のうち議会審査の参考資料とすることが適当と認めるときは、議会運営委員会の意見を聴いて所管委員会又は全議員に配布する。

(陳情の委員会審査)

第15条 委員会は、送付された陳情を速やかに審査するものとする。

- 2 委員会は、陳情の審査に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 陳情者の説明を求めること
 - (2) 執行機関の説明及び意見を聴取すること
 - (3) 実地調査（現地視察）を実施すること
 - (4) 公聴会を開催すること
 - (5) 参考人の出席を求め、意見を聴取すること
 - (6) 他の委員会と連合して審査すること

3 委員会は、送付された陳情の審査が終了したときは、議長にその結果を報告しなければならない。

(結果報告等)

第16条 議長は、前条第3項に規定する報告を受けたときは、陳情審査報告書により議会に報告するものとする。

2 議長は、審査の終了した陳情については、その結果を陳情者（陳情者が2人以上の場合は陳情代表者）に通知する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。